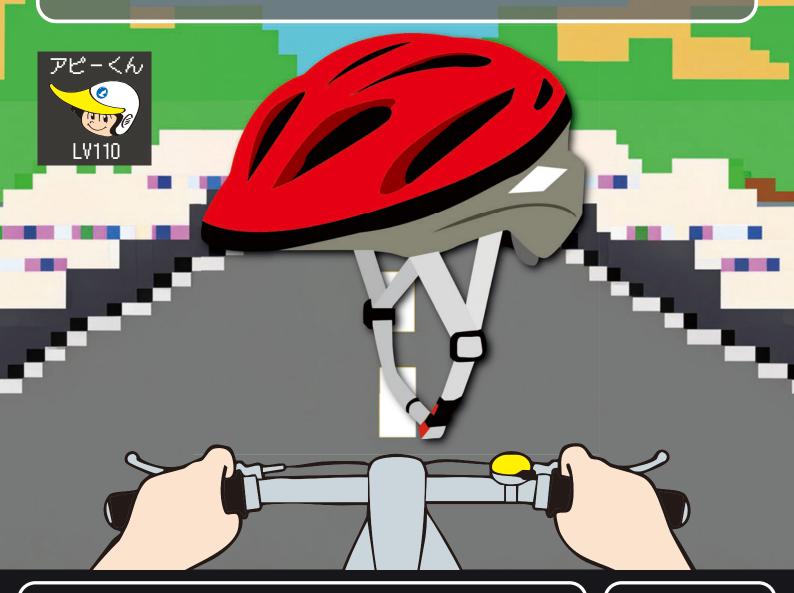
# 自転車に乗って出発!! 装備はどうする?



ヘルメットをかぶる ヘルメットをかぶる 令和5年 4月1日から 自転車乗車時の ヘルメット着用が 努力義務化 されました。

## はがラスマホ



自転車の交通ルール

## 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を 守って、十分な安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和6年11月1日から罰則強化

#### 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを 手で保持して、 自転車に乗りながら 通話する行為、 画面を注視する行為は 罰則の対象です。



違反者は、

6月以下の拘禁刑又は 10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合は、

1年以下以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金

# ヘルナット着用



### 酒気帯び運転及び幇助

自転車の酒気帯び運転のほか、 酒類の提供や同乗・自転車の提供に 対しても罰則があります。 違反者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金